

第8回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：令和2年8月6日（木）10:00～11:30

場所：東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス

○ 事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

■第7回検討会の議事概要について

○第7回検討会の議事概要を確認し了承された。

■CM方式活用ガイドラインの取りまとめについて

○CM業務委託契約約款（案）「第5条 権利義務の譲渡の禁止」について条文A,Bの選択制とされているが、ピュアCMにおいて条文Bが適用されるケースはほとんど発生しないのではないかと考える。

○条文A,Bとして選択の幅を残す方向でよいのではないかと考える。それぞれの事情に合わせ選択できる方がよいと考える。

○ご意見を踏まえ、選択の幅を残すよう記載はそのままとする。

○CM業務委託契約約款（案）「第21条 委託者の請求による履行期間の短縮等」にて期間延長に関する第2項が削除されている。建設業法改正を受けて公共工事標準請負契約約款は延長に関する条項の削除と共に「著しい工期の変更は禁止する」との新たな条項が設けられており、公共土木設計業務等標準委託契約約款も同様に「適正な履行期間の設定」の条項を追加する改正を行っている。CM業務委託契約約款でも同様の条項は設けなくてよいかと考える。

○期間延長の条項削除の主旨を確認すべきである。それとは別に「適正な履行期間の設定」条項を入れるかどうか、という議論と考える。後者に関しては公共工事標準請負契約約款、公共土木設計業務等標準委託契約約款に倣って条項を追加することでもよいのではないかと考える。

○CMRが管理する対象業務との連動の観点で記載しておく必要はないかと考える。

○建設事業とは切り離しCM業務のみ先に業務終了とする場合もあるので、その視点は意識しないほうがよいと考える。

○ご意見を踏まえ、第2項は削除し、「適正な履行期間の設定」条項を追加することとする。

○管理技術者に対する要件について、前回ガイドライン案から修正が行われ、建築事業では一級建築士や CCMJ の中からいずれか適切なものとの表現となっている。地域の実情も踏まえて資格要件の設定を厳しくしすぎないようとの趣旨と解するが、前回案の表現の方が適していると思うがいかがか。

○このガイドラインは将来に向け、どうあるべきかを考えたものとして捉えている。将来的にはどの資格を有しているかではなく、どのような能力を持っているか、どのようなサービスを提供できるのかという競争になると考える。現状を考慮すると、建築事業では一級建築士と CCMJ、土木事業では技術士を始点とするのが適切ではないか。まずはガイドラインを公開することが重要であり、将来的にこの資格で適切なものか、あるいは新たな資格を創設すべきか等の議論になると考える。

○管理技術者に対する要件について「・・・といった様々な資格の中からいずれか適切なもの」という表現が重要であると考え。ご意見を踏まえ、ガイドラインの表現はこのままとする。

○公募型プロポーザル方式のフローイメージについて、実務を行う自治体担当者の視点に立ち、もう少し詳細の部分まで記載したほうがよい。

○事務局にて、わかりやすく記載するよう修正を行う。

○CMR 選定方法の留意点について、地域要件を必要要件のように記載するのは時期尚早ではないか。発注者としては実績や経験がある CMR に支援頂きたいと考えるのではないか。

○現状では実績や経験のある地元企業は少ないが、将来的な視点では、その育成は重要である。

○ご意見を踏まえ、両視点踏まえた内容に修正する。

○公募型プロポーザル方式の手続きの解説箇所において特定テーマの記載例があるが、対象事業の各段階での課題を抽出、それに対する解決策の提案をテーマの例として追加してはいかがか。

○特定テーマについては、ガイドラインにおける例示だけでは自治体担当者にとっては不十分かと思われるため、国土交通省にて問い合わせ窓口を設けて対応することはいかがか。

○ガイドライン公開に合わせ地方公共団体からの相談の受付方法を検討する。

○国土交通省告示第 98 号に基づく設計者と工事監理者の法定業務について記載があるが、文中の工事監理者の役割についてこの表現で問題ないか確認頂きたい。

○事務局にて正確な記載に修正を行う。

○本日頂いた指摘の修正については、事務局にて修正し、全委員へ配布し問題なければ確定とする。

以 上